

千葉県警察技能指導官に関する訓令の実施要領の制定について

平成7年9月27日  
例規(教)第35号  
警察本部長

[沿革] 平成10年2月例規(教)第3号 平成23年2月例規(教)第5号  
平成28年3月例規(教)第14号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を別添のとおり定め、平成7年9月27日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

別添

千葉県警察技能指導官に関する訓令の実施要領

1 目的

この要領は、千葉県警察技能指導官に関する訓令(平成7年本部訓令第34号。以下「訓令」という。)の実施要領について必要な事項を定めることを目的とする。

2 技能指導官の行う職務

訓令第3条各号に規定する専門的技能等の指導方法は次のとおりとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養とは、技能指導官が日常の業務を通じ、自ら専門的技能等に係る職務を遂行して見せ、又は指導対象者にこれを遂行させて見ることによって行う個人指導やグループ指導をいう。
- (2) 学校教養等の集合教養とは、警察学校や各職場等で行う集合教養での指導をいい、専門的技能等に関する講演会や研究会等もこれに含まれる。
- (3) 専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法とは、実務マニュアル等の教養資料の作成や個別事案に関する当該専門的技能等についての疑義に対する指導等をいう。

3 技能指導官に充てる職員

- (1) 技能指導官は、訓令第4条第1項に定めることのほか、以下の要件を満たす者をもって充てるものとする。

ア 警部補(同相当職を含む。)以上の階級にある者

イ 当該専門的技能等に関し全県的に見て極めて卓越した実力を有し、かつ、他の職員の範となると認められる者

- (2) 訓令第4条第1項に定める技能指導官の年齢及び当該専門的技能等の実務経験年数に関する要件は、当該専門的技能等について技能指導官を任命することが特に必要であり、かつ当該職員が真に技能指導官にふさわしいと認められる場合においては、合理的な範囲で、その弾力的な運用を認めるものとする。

- (3) 専門的技能等に係る実務経験年数には、署における、当該事務を主管する部門の勤務経験年数を含むものとする。

4 技能指導官任命対象者の推薦等

(1) 訓令第4条第1項の規定による技能指導官の任命に当たっては、庶務担当課長は、部内の業務担当課の長と調整を図り、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部教養課長（以下「教養課長」という。）と協議の上、技能指導官任命対象者を選定し、技能指導官任命対象者名簿（別記第1号様式）により、教養課長を経て本部長に推薦するものとする。

(2) 訓令第4条第2項の規定による技能指導官の解任に当たっては、庶務担当課長は、部内の業務担当課の長と調整を図り、警務課長及び教養課長と協議の上、教養課長を経て本部長に上申するものとする。

#### 5 技能指導官名簿の作成等

(1) 教養課長は、技能指導官が任命されたときは、訓令第5条ただし書きに定める場合を除き、当該任命に係る者の所属、氏名及び専門的技能等の内容等を記載した技能指導官名簿（別記第2号様式）を作成し、各所属長に通知するものとする。

(2) 教養課長は、技能指導官名簿に掲載されている技能指導官に変更が生じた場合は、その都度、各所属長に通知するものとする。

#### 6 指導の実施計画の策定

技能指導官を置く所属の長は、専門的技能等の種別に応じ、また技能指導官の業務負担その他の事情を考慮して、専門的技能等の指導の時期、方法及び指導対象者を定め、技能指導官による指導の実施計画を策定するものとする。

#### 7 技能指導官の運用

(1) 技能指導官による指導を求めようとする所属の長は、その時期、方法等について、技能指導官を置く所属の長と協議するものとする。

(2) 教養課長は、技能指導官の運用に関し、調整を図ることができるものとする。

#### 8 技能指導官の指導結果の報告

技能指導官を置く所属の長は、技能指導官による指導を実施の都度、その結果を技能指導官指導結果報告書（別記第3号様式）により教養課長を経て本部長に報告するものとする。

以下様式省略